

○中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた対応について

令和 8 年 8 月 3 日 8 農振第 1416 号

農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 7 月 31 日付け 8 予第 891 号大臣官房参事官（経理）通知）により、ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用が定められたところである。

この運用に当たっての取扱いを下記に定めたので適切に対応されたい。

記

1 対象工事

調達検討資材が供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっている国営土地改良事業等で実施する工事。

2 対応方法

- （１）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- （２）受注者は、調達検討資材について流通経路や流通状況を踏まえた実際の購入価格と設計材料単価に乖離が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
- （３）受注者は、調達検討資材に係る証明書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出するものとする。
- （４）発注者は、上記（３）に係る別途調達経費について証明書類を基に設計変更を行うものとする。なお、調達検討資材について納期の遅延が生じている場合は、必要に応じ工期変更を行うものとする。

3 適用

本通知は、令和 8 年 8 月 3 日以降に入札契約手続を開始する工事に適用する。

なお、令和 8 年 8 月 2 日以前に入札契約手続を開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

4 その他

（１）特別仕様書記載例

対象工事においては、以下の記載例を参考に特別仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特別仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上で設定すること。

(特別仕様書記載例)

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた対応

1. 供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達において、供給の偏り、流通の目詰まりにより納期の遅延、別途調達に経費が必要となるなどの事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

表－〇 調達検討資材

資材名	規格	設計数量※ ²	単価適用年月※ ¹	単価適用地区※ ¹
硬質ポリ塩化ビニル管	φ〇〇	〇〇m	R〇. 〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用	〇〇L	R〇. 〇月	〇〇地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に発注者と協議するものとする。
4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

※¹：単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

※²：設計数量については、設計図書（工事数量表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

（２）積算方法

ア 設計変更は、最終変更時（指定部分がある場合は、その指定部分の最終変更時）に行うことを基本とする。

イ 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計数量	→ 設計変更不可。
設計数量≦証明数量≦積算数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
積算数量＜証明数量	→ 設計変更可。対象数量は積算数量

注）設計数量：設計図書（工事数量表や図面等）に記載されている数量※

積算数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値等を用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量を基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

ウ 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

エ 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

オ 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

（３）工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

（４）留意事項

ア 発注者は、受注者より調達検討資材に供給の偏り、流通の目詰まりにより納期の遅延、別途調達に経費が必要となるなどの事象が確認されたと協議があった場合は、資材注文の遅れといった受注者の責によらないことを確認すること。

イ 発注者は、上記アにより受注者の責によらないことが確認された場合、納期遅延を考慮した工程の見直しを図るなどの対応を行うこととするが、工程の見直しを図っても調達資材の納期が間に合わない場合については、代替資材の使用について優位性を確認するなどの検討を行った上で、設計変更（必要に応じ工期変更）を行うものとする。

ウ 発注者は、上記イにより設計変更を行う場合、増嵩する費用等について地方自治体、土地改良区等の関係団体に説明し十分に理解を得ること。

8 予 第 8 9 1 号
令和 8 年 7 月 3 1 日

各局等の長（別記参照） 殿

大臣官房参事官（経理）

中東情勢の変化による建設等資材の流通状況を踏まえた設計変更について

昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、政府をあげて供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところであるが、今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設等資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとしたので通知する。

また、本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書（または請負契約約款）第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

記

1. 対象工事

農林水産省直轄工事、造林及び素材生産事業（以下「工事等」という。）とする。

2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設等資材とする。

3. 設計変更の流れ

- （1）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

(2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅延なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

①調達検討資材の代替資材を調達した場合

②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

(3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 適用

本通知は、令和8年8月3日以降に入札契約手続きを開始する工事等に適用する。なお、令和8年8月2日以前に入札契約手続きを開始した工事等（既契約工事等を含む。）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。